

154-参-厚生労働委員会-8号 平成14年04月23日

※補助犬、バリアフリー、障害者雇用促進等についての質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

本日は、四方の御参考人の方々、本当にありがとうございます。時間がございましたら皆様方にすべて詳しくお聞きしたいところでございますが、十分でございますし、ある程度制約がございますし、御容赦いただきたいと思っております。

神崎参考人に御質問をさせていただきたいと思っております。

私も、ちょっと調べさせていただきますと、参議院において委員会の傍聴はあるんですけども、盲導犬を帯同されての参考人というのは参議院の歴史上初めてというふうにお伺いしております。ある意味では当然のことでもございますけれども、やはり喜ばしいことだと、歴史に残る画期的なことだと思っております。

そこでまず、この法案に直接関係はございませんけれども、今、補助犬の法案というものが参議院の審議に付されようとしているところでございます。補助犬を法的に位置付けるとともに、いろんな施設を障害者が利用されるときに補助犬の同伴を拒んではならないということが定められる法律でございますが、この法案について神崎参考人、どのような御見解、御感想をお持ちか、お伺いしたいと思います。

○参考人（神崎好喜君） 勉強不十分なところがございますから、その点はお許しをいただきたいと思っておりますが、今ここにおります盲導犬の名前はラークと申しますが、おとしの一月に私のところにやってきました。それ以来一緒に暮らしているわけですが、例えば傘を持たずに外出をいたしまして、急に雨が降り出しました。高校生だと思うんですが、聞いたところ、すぐそこにタクシーがあるというから、そのタクシーのところまで行って乗ろうとしたところ、運転手さんから犬は駄目だというふうに言われました。これは盲導犬なんですがと申しましたら、盲導犬だって犬だろうとおっしゃいました。雨の降る中、仕方なく私は歩いて帰ってまいりました。

そういうことから考えますと、補助犬法案は大変に画期的で、しかも聴導犬、介助犬も含めて補助犬という呼称でその育成なり社会的な認知をするという法制化だそうですねですけども、私は非常にそれは願っております。

ただ、一方で、どうしても犬が駄目だという、これは動物同士、人間も動物ですからそういうものもあるかと思っております。その辺をどういうふうに補完して行って、いわゆる法律があるからいいじゃないかではなくて、本当に社会共通のコンセンサスとなるにはどうしたらいいかという、そういう手だても一方にはあるのではないかというふうに考えておりますので、どうか審議の促進方よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○辻泰弘君 もう一点、優しい町づくりということで、バリアフリーということで建物や交通施設などのバリアフリー化というものが立法化を含めて推進されつつあるんですけども、このバリアフリーについて御見解、御意見ありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○参考人（神崎好喜君） バリアフリーという考え方も、元々は恐らく車いすとか実際の移動の面でお困りの方というのに焦点が当たっていたかと思うんですけども、最近は情報のバリアフリーというふうな言い方で、私ども視覚障害者に関しても様々な情報アクセスが自由にできるよという方向で進められているようです。

私もこれは非常に賛成でありますけれども、更にもう一步進めて、だれでもいつでも自由に使えるという、いわゆるユニバーサルデザインというふうな形で呼ばれているんですけども、

そういったところにもう一枚脱皮をしていくということが有り難いかなと思っております。ただ、具体的には交通バリアフリー法であるとかハートビル法であるとか、こういうふうなものが現に存在しているわけですから、それを少しずつではありますけれども、是非ともいい方向に改正をしていただきたいと、社会に定着していただきたいと、そのように考えております。

○辻泰弘君 神崎参考人は先ほどの御意見の表明の中でもおっしゃってございましたように盲学校の先生をされておられるわけですが、そういうお立場から生徒を社会に送り出されると。その上での視覚障害者の方々にとってのあんま、はり、きゅうというものの重要性ということをおっしゃっていただいたわけですが、現在、視覚障害者の雇用確保のために設けられている特定身体障害者雇用率制度というのがございます。

これは民間の事業主に七〇%の努力義務を課しているものでございますけれども、この実態につきましては、厚生労働省も必ずしも実態把握は十分でないというふうに私も見ておりますけれども、この実態について、この七〇%という努力義務の実態がどうか、目標数字に達しているのかどうか、またこの今努力義務というのを例えば義務規定に直すとか、そういうようなことが必要ではないかというふうなことについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○参考人（神崎好喜君） 七〇%のこの雇用率につきましては、恐らく、私は分かりませんが、以前、神奈川県でマッサージ師を雇用する際に、この特定職種の考え方がございまして、どうしてもこれだけの七〇%の雇用率をクリアしなければならないということで相談を受けたことがございますから、行政、公においては恐らく達成されているのであろうというふうに信じる以外ございませんが、民間においては、努力義務でありますので、全くその実態はございません。

例えば、最近都会で増えているのは、マッサージ師を十人、二十人と雇用している事業所です。もしこの特定身体障害者雇用率が適用されれば、例えば十人のマッサージ師を雇用している事業所であれば視覚障害者がそこに七人就職できるわけです。しかしながら、現在は努力義務ですから、それを強制することはできません。逆に、これは少数意見であろうと思えますし極論でありますけれども、雇用率をこの七〇%から下へ下げてでも、下へ下げてでも義務化していただいた方が視覚障害者の雇用にはつながりやすいのではないかとこのように私は考えております。そうしませんが、労働省が言っているヘルスキーパー職場にも、いずれ健常者、晴眼者がたくさん入ってくるというふうに変化をしております。その流れも現在でございます。是非この辺は法的な整備を図っていただきたいと、そのように考えております。 以上です。

○辻泰弘君 神崎参考人にお伺いしますが、今、いわゆる痛みを伴うと言われる構造改革が進められているわけですが、この改革というものについてどう見ていらっしゃるか。また、最近政治のいろいろな問題がございますが、政治自体どう思っているか、受け止めているか、お聞きしたいと思います。

○参考人（神崎好喜君） 大変大きな問題でございますし、総理から直接小泉改革を私は伝授を受けておりませんから、誤解をするかもしれませんけれども、痛みを伴うの痛みはだれが伴うのか。恐らく国民全員ということをおっしゃっていると思うんですけども、その中でも強い痛みを感じる人と軽い痛みで済んでしまう人がいるんじゃないかというふうに思っております。

私は、元々は規制緩和ということは余り賛成ではございませんでした。なぜかという、しわ寄せが我々に来るからです。しかし、消費者の立場では規制緩和で幾らも助かっていることがあります。最近規制緩和もいいのかなというふうに思っておりますし、その中で競争が出ることによって社会が振興していくということがあります。しかし、一方で、そのしわ寄せをかぶってしまう部分をどういうふうにかつていくのかという、いわゆるマクロではなくてミクロの立場でどうカバーしていくのかというのが一方にないと本当の改革ではないのではないかとこのように

に、ごめんなさい、余り偉そうなことを私あれなんですけれども、そういうふうを考えております。以上です。

○辻泰弘君 松矢参考人にお伺いしたいと思います。

今、税制の改正ということが言われておまして、人的控除の見直しということが言われているわけです。その中に障害者控除、特別障害者控除、今二十七万、四十万という控除がございますけれども、これを整理縮小しようではないかみたいなそういう流れがある。そのことと、またその分を手当の方向で支給していくというような議論もあるようでございますが、この点についていかがお考えでしょうか。

○参考人(松矢勝宏君) 一般的なお答えになりますけれども、障害者の雇用の促進というのは、もう一つ、生活の安定、所得保障ということと結び付いていかなければならないと、そんなふうに考えております。そういった方向で改革を進めていくということが重要だろうと思っております。

○辻泰弘君 ありがとうございます。

(中略)

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

本日、三十分の時間をいただいておりますが、通告させていただいております質問事項、十四項目させていただいております、何とか全部行きたいなと思っておりますので、超特急でよろしくお願いをいたします。

まず冒頭、前回、四月十六日、私この場で質問させていただきました折に、生活保護の問題を取り上げさせていただきました。それは、生活保護の一時扶助費における冷蔵庫の購入費などの取扱いを明確化した別冊問答集の改正についての見解を伺ったわけですが、そのときの担当局長のお言葉、若干言葉足らずといいますか、気持ちが、趣旨が若干伝わらなかったことは反省していますと述べられました。また、その後、大脇委員が同じ問題について質問されたとき、坂口大臣は、「私も今日初めて聞いたので、これは検討させます。」と答弁されたところでございます。

冷蔵庫を最低生活の一部と位置付けずに、冷蔵庫の購入費を臨時的最低生活費における家具・什器費として認定することは適当でないとした新たな見解を出された三月の別冊問答集の改訂、これは三月六日の生活保護関係全国係長会議で示されたものでございますが、この冷たい冷蔵庫のような新しい見解につきまして、坂口大臣はどういう方向で事務方に検討させ、いつまでに答えを出すおつもりなのか。また、今回の新たな見解について、社会通念、庶民感覚の立場から見て坂口大臣はどう評価しておられるのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) まず、辻議員にお断りを申し上げなければなりません、先般のその御質問のときには、私も実はこの問題全然知りませんで、辻議員と局長とのやり取りを聞きながら、あれ、そんなことになっているのかと、こう思いながら聞いていたようなことで、本当に申し訳ございませんでした。おわびをしたいと思います。

その後も、私も帰って、先般、この最低生活費の認定ということで全国の生活保護関係全国係長会議資料というので見たところでございます。

言わんとしておることは分からないでもないんですが、この趣旨が十分にこれでは反映されていない。どうも否定的にと申しますか、そう取られてもやむを得ないような書き方になっており

ますので、ここは少し書換えを、言い方をひとつ修正をさせたいというふうに思っております。

いわゆる生活保護一般の受給の話ではなくて、いわゆる一時扶助と申しますか、一時扶助の話なものですから、冷蔵庫等は一般の生活保護にはそれは適用しないとか何とかという話ではないわけでございまして、若干そこは違うわけでございますが、しかし一時扶助の支給にいたしましても、余りにも冷蔵庫のように冷たい話では具合が悪いというふうに思いますので、御指摘のことを十分尊重しまして、近いうちにひとつもう少し分かりやすく全国に流すようにしたいと思っております。

○辻泰弘君 どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、ワークシェアリングについてお伺ひしたいと思います。

これは働き方の多様化ということで、障害者雇用にもかかわってくる問題でございしますが、厚生労働大臣は、先般、四月二十日の大阪のタウンミーティング後の記者会見で、ワークシェアリングを導入した企業への新たな財政支援について、今年度の一般会計から支援する道がないか財務省と詰めている、そして今月中に決着を付けたいと、このような御意向を示されております。

ワークシェアリングは、前回も申し上げましたように、今や大きなうねりとなっており、その流れを促進するためにも政府も力を尽くすとのメッセージが国民全体に伝わることは私は大事だと思っております。

新聞によりますと、連合主催のメーデーまでに決定されるというふうな報道もあるわけでございますが、折しも新緑の若葉が鮮やかな季節でございまして。日本におけるワークシェアリングが、今年のメーデーを起点として、若葉マークを付けて元気よく安全に発進できるように方向性を示していただければと思っております。

ワークシェアリングに対する財政支援についての対処方針を坂口大臣にお伺ひしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 先般来、議論をいただいておりますワークシェアリングについてでございますが、一応、政労使三者の間での合意がなされまして、いわゆる緊急型の分野はスタートをさせるということになったわけでございます。

全国一律にというわけにはまいりませんので、労使の間で協議が調ったところはどうぞお願ひをしますと、こういうことになっているわけでございしますが、労使の方で協議をしていただいて、そこが調べばどうぞおやりくださいというだけでは国の方も何ら責任を果たしていないではないかと、こういうお話もあるわけでございまして、どういうふうに対応させていただくかということも協議をしているところでございまして。

一つは、いわゆる、特別会計になりますけれども、雇用調整助成金の中で対応がひとつ何かできないかということで、今、最終協議をしているところでございまして。

それはそれといたしまして、一般財源の中からも何か少しできる場所はないのかという強い御要望があることも事実でございまして、ところが、先般も申し上げましたとおり、このワークシェアリングの話が起りました昨年の十二月の時点におきましては、平成十四年度の予算の大枠は既にでき上がってしまった後でございまして、この三月に決定をいたしました今回のワークシェアリングの問題をそこにのせることが不可能であったということもございまして、なかなかここは難しい作業になっております。

ここは財務省の方とお話を申し上げて、そして最終的な結論を出さなければならないわけでございしますが、いつまでも話をしておりましてこれは切りのないことでございまして、少なくともこの四月中には結論を出して、皆さん方にこういうふうになりましたという御報告を申し上げなければならないというふうに思っております。

四月中と申しましても、休みも非常に多いものですから、大体、二十七日がもう土曜日でございまして、メーデーが二十七日でございまして、それまでには結論を出したいということをして

先般、大阪でもお答えをしたところでございます。それまでに鋭意努力をいたしまして、結論を出したいと思っております。

○辻泰弘君 是非、よろしくお願ひいたします。

次に、同じく大阪での記者会見でもおっしゃっていることなんですが、いわゆる引きこもりの人の就労支援についてお伺ひしたいと思います。

現在、知的障害者の社会参加促進のための制度として、知的障害者福祉法に規定された職親委託制度があるわけですが、大臣は先般の会見で、引きこもりの人を雇用する企業経営者を対象にした職親制度を創設するため、二〇〇三年度予算で措置するとの考えを示しておられます。

この点についての大臣の御所見、また厚生労働省としての御方針をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 先般、大阪にお邪魔をしましたときに、フロアからの御意見として、引きこもりの方々をお世話をなさっているNPOの方だというふうに承りましたけれども、とにかく引きこもりの皆さん方をひとつ就職をしたいというふうに思うところまでは我々が一生懸命やりますと。ところが、ようやく働きたいというふうな気持ちになったんですけれども、その後なかなか働く場所がない、だからそこを何とかひとつ手助けをしてほしい。それは、里親制度というのがありますけれども、それと並んで、職親と申しましたか、職親制度みたいな形のものがないでしょうかというお話がございました。これはなかなか考え方としましては新鮮な考え方だというふうに思いまして、ひとつ努力しますということをお答えを申し上げたわけでございます。

その方のお話は、引きこもりの皆さん方の中で再び立ち上がって職を求めるところまで行った人、その人たちに対してということだろうというふうに思いますので、それを引き受けてくださる、そういう若人がいるなら、よし引き受けてやろう、世話をしてやろうと言っていただく経営者がおみえになれば一番いいというふうに私も思っております、そういうことをどう位置付けていくのか少し検討しなきゃならないわけですが、あわせて、そういう方のどういところで働きたいかというようなこともよくお聞きをしながらやっていく、いわゆる今回の法律の中にもございますジョブコーチのような皆さん方にもひとつお力をおかりをしていくのがいいのかなというふうに今思っている次第でございます。

現在ございます障害者の皆さん方に対する問題、そうした問題と同様にこれを扱うことができるかどうか検討しなければなりませんいたしますが、もしそうした中でこの人たちに対しても手を差し伸べることができるのであれば、それは一つの方法ではないかというふうに思っておりますし、それが無理だということになれば来年度予算から何かいい方法がないかというふうに思っている次第でございます、そうしたことも含めまして早急にひとつ結論を出したいと思っております。

○辻泰弘君 障害者のための施策に関する基本的な計画についてお伺ひしたいと思います。

障害者基本法は、平成五年の改正により、国については計画策定を義務付け、また、都道府県、市町村については努力義務を課しております。現在の計画策定状況を見ますと、都道府県についてはかなり進捗が見られるものの、市町村ではいまだ計画策定に至っていないところも多い現状でございます。障害者のための施策を推進していくため、すべての都道府県、市町村が具体的な数値目標を入れた実施計画を策定するよう政府として要請すべきではないかと思っております。

また、経済社会情勢の変動著しい昨今、現行計画のような十年の期間というのは長過ぎると思われれます。五年程度が常識的なところだと思いますが、内閣府の見解はいかがでしょう。

さらに、現行の障害者プランは十年計画の重点施策実施計画として平成七年に策定された七か年戦略でございますが、平成十五年以降についても当然に障害者プランを策定する方針と考える

ところでございますが、いかがでしょうか。その場合、対象期間は計画と同じにするお考えか、内閣府の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（江崎芳雄君） 障害者基本法におきましては、都道府県及び市町村は国の障害者基本計画等を基本とするとともに、地域の障害者の状況等を踏まえまして障害者計画を策定するように努めるということになってございます。

現在、都道府県の障害者計画の策定状況でございますが、平成十三年三月末現在でございますが、四十七都道府県すべてで障害者基本計画、これが策定をされております。その中で、二十二の都府県におきましては数値目標を設定をしておるという状況でございます。残り二十五につきまして障害者計画で数値目標を設定していないということでございますが、このうち一県を除きまして数値目標を定めまして実施計画というものを策定をしております。これらを合わせますと、都道府県につきましては具体的な数値目標を定めて施策の推進を図っているというのが、ほぼ全都道府県についてそうなっていると承知をしております。

市町村でございますが、やはり策定状況を見ますと、三千二百三十八市区町村のうち二千四百二十四市区町村で計画が策定をされております。比率でまいりますと七四・九%ということでございます。

市町村におきましては、人口規模でございますとか障害者の状況でございますとか施設など利用可能な社会資源の状況等を踏まえまして、数値目標を設定するのかどうかも含めまして、それぞれの地域で最も適切な計画を策定することが望ましいという具合に考えてございます。

内閣府といたしましては、今まで、例えば優良事例集でございますとか、必要があれば計画の策定アドバイザーを送るというようなことをやっております。今後とも、全国の市町村におきまして地域の実情に応じた計画の策定が一層促進されるよう努めてまいりたいと考えてございます。

二点目に、計画のスパン、長さでございますが、現在の障害者基本計画は障害者のための施策に関する基本的な計画として策定をされておるものでございまして、長期的な視点から施策の理念や施策の基本的方向を定めるというのが適当と考えてございます。

現在の計画は平成五年から十四年までの十年間でございますけれども、その重点実施計画として障害者プランというものも同時に作ってございます。こちらはノーマライゼーション七か年戦略ということで七か年でございます。こちらにつきましては、数値目標を設定するなど具体的な政策目標を明記するというによりまして計画に沿った施策、事業の着実な推進を図っているところでございます。

それで、今後でございますが、この計画並びにプランが平成十四年度で終期を迎えるわけでございます。こうしたことから、本年二月に障害者施策推進本部におきまして、平成十五年度からの新しい障害者基本計画を策定をする、またその前期五か年の重点実施計画として新しい障害者プランを策定をするということを決定したところでございまして、現在、私どもで関係省庁と協力しながら様々な準備を進めておるという状況でございます。

○辻泰弘君 障害者雇用率について四点お伺いしたいと思います。

平成十一年から障害者雇用率の機関区分が変更されております。それまで、国、地方ともに、現業、非現業に区分されておりましたが、十一年には、国は現業、非現業を一本化したにもかかわらず、地方は一本化せず、新たに都道府県等の教育委員会という区分が設けられております。何ゆえそのような区分にあえてしたのか、地方も一本化してよかったのではないかと、まず第一点としてお聞きしたい。

第二点目は、地方教育委員会の法定雇用率は二・〇%でございますが、平成十三年の実雇用率は一・二二%と他の機関の実績に比べ余りにも低い水準にとどまっております。厚生労働省はこの点についてどのように対処、指導しておられるのか、都道府県ごとの実績を公表すべきではないか、この点についてお伺いしたいと思います。

第三点目には、特殊法人については、個別の法律に基づく公的な機関であり税金も投入されているという状況にかんがみ、未達成の機関についてはすぐに公表すべきだと思いますが、一覧表にして示していただきたい、これが三点目。

四点目は、視覚障害者の雇用確保のため特定身体障害者雇用率制度において民間の事業主に七〇%の努力義務が課されているあん摩マッサージ指圧師の雇用が実際に達成されているかどうか、実情をしっかりと把握し指導していくべきだと考えるがどうかということについてでございます。本日、参考人、午前、聴取ございましたけれども、その中でも七〇%を下げてもいいから義務規定にしてほしいと、こういう御主張もあったわけでございますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○政府参考人（澤田陽太郎君） まず、第一点の公務部門の障害者雇用率につきましては、現業的機関には非現業的機関に比べて障害者が比較的従事しにくい作業を職務内容とする職が多いことから、制度発足以来、現業、非現業に区分していたところでありますが、御指摘のように、現業的機関における実雇用率の方がむしろ高いという状況の中で、現業、非現業に区分する理由がなくなったとの判断から、御指摘のように、平成十年七月以降、現業、非現業を一本化したところであります。

しかしながら、教育委員会につきましては、教員免許を有する障害者の数が少ないこと、少子化に伴う教員の採用自体が少ないなどから、当時、他の公的部門と比べても極端に実雇用率が低いという状況がございましたので、そうした中で法定雇用率を引き上げることにはかえって教育委員会自身の雇用率達成に向けての努力に水を差し、障害者雇用の取組の遅れとなりかねないということで二・〇%に据え置くこととしたところがございます。

それから第二点の、都道府県教育委員会等の職員の大部分を占めます教員は教育免許資格者である必要がございますが、現状では教員免許を有する障害者の人数が少ない、また、近年、少子化に伴い教員の採用自身が少ないということで、都道府県教育委員会等におきまして短期間に障害者を多数雇用することは困難な現状がございます。

しかしながら、学校現場におきます障害者の雇用を促進するということが非常に大事でございますので、これまでも、教員採用選考におきまして適切な配慮を求めるなど、私どもとしても教育委員会等に対し指導を行ってきたところでございます。

今後とも、文部科学省と密接に連携をしまして、教員免許資格取得者に占める障害者の割合についての把握、情報交換を行いながら、教育委員会に対する雇用率の達成指導、学校におきます障害者の雇用についての事例収集及び広報啓発等を実施してまいりたいと思います。

なお、都道府県ごとの実績につきましては、行政情報公開法に基づく開示請求に対して開示を行っているところでございます。

それから、三点目の特殊法人についての問題でございますが、法定雇用率二・一%が適用されます特殊法人については、公的性格が強いということにかんがみまして、国及び地方公共団体の実雇用率と同じく、行政情報公開法に基づく開示請求に対して開示を行っているところでございます。

それから、最後の四点目、視覚障害者のうちの特定身体障害者につきましてでございますが、特定職種、具体的にはあん摩マッサージ指圧師の労働者を五人以上雇用している事業主に対しまして、毎年六月一日現在の雇用状況について報告を求めています。それによりますと、平成十三年度の特定身体障害者実雇用率は五五・六%と努力義務でございます七〇%を若干、若干と申しますか、少しばかり下回っているところでございます。

この毎年の報告に基づきまして、公共職業安定所においては、特定身体障害者雇用率未達成の事業主に対しまして個別に達成指導を行っているところでございます。

○辻泰弘君 障害者雇用機会創出事業についてお伺いしたいと思います。

同事業は、障害者に対する知識や雇用経験がないことから障害者雇用をちゅうちょしている事業所にトライアル雇用してもらい障害者の雇用につなげていこうとするもので、対象者一人当たり一か月五万九千円が支給されているものでございます。

同事業につきましては、平成十三年度予算で二千人分が計上されましたが、十四年一月までに二千百八十一人の受入れが実施され、予算超過となり、応募者のニーズにこたえ切れない面があったところでございます。平成十四年度予算では二百人分上積みされてはおりますが、なお不十分であり、不足する事態が予想されるところでございます。進捗状況を見極め、必要となれば補正予算で対処すべきだと考えるわけでございますが、御見解はいかがでしょうか。

○政府参考人（澤田陽太郎君） 障害者雇用機会創出事業につきましては、御指摘のとおり、若干ではありますが対象者の拡充を図りました。今回の法律改正によりまして本格的に実施することとなりますジョブコーチ事業とか、障害者就業・生活支援センター事業等と併せて実施することによりまして、多くの障害者が円滑に本雇用に移行することができるようにまずは努力してまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 障害者就業・生活支援センター、ジョブコーチについてお伺いしたいと思います。

平成十四年度予算では、障害者就業・生活支援センター並びに職場適応援助者、いわゆるジョブコーチ事業については、四十七都道府県での実施のための予算措置がなされておりますが、今後更に職安あるいは市町村の地域のレベルでの事業展開を目指した取組が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣（狩野安君） 委員御指摘のように、障害者就業・生活支援センターの役割は、身近な地域で障害者の就業及び生活面での支援を行うものですので、地域の社会福祉法人やNPOなどを指定することといたしております。また、ジョブコーチ事業も社会福祉法人などを活用しながら身近な地域で支援を実施することといたしております。

いずれの事業にいたしましても、事業の実施状況を見ながら、障害者本人や地域のニーズに十分対応できるような体制の整備に努めてまいります。

○辻泰弘君 日本障害者雇用促進協会についてお伺いしたいと思います。

平成十三年十二月十九日閣議決定の特殊法人等整理合理化計画では、日本障害者雇用促進協会について、「国が明確な政策目標を定め、併せて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後は助成措置を終了することを明記する。」と決定されております。

厚生労働省はこの方針を受けて具体的にどう対処していかれるおつもりか、坂口大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

また、障害者雇用政策の中核を担っているこの日本障害者雇用促進協会自体の障害者実雇用率はどのようになっているか、お示しいただきたいと思っております。

○国務大臣（坂口力君） 日本障害者雇用促進協会につきましては、特殊法人等整理合理化計画に基づきまして、国際協力事業団の業務を継承する法人に移管する国際協力業務を除きまして、現在、日本障害者雇用促進協会において行っている業務を一体として引き継いだ形で独立行政法人化することを検討しているところでございます。

障害者職業能力開発校における委託の拡大あるいは職業リハビリテーションや助成措置についての目標設定と事後評価の実施など、同計画に定められた事業に関しまして講ずべき措置を適切に実施してまいりたいと思っております。

なお、日本障害者雇用促進協会の平成十三年六月一日現在の障害者雇用率は七・七%となっているところでございます。



○辻泰弘君 税制改正の関連でお伺いしたいと思います。

現在、政府の税制調査会などで所得税の人的控除の整理縮小の方向での検討がなされております。障害者控除は昭和二十五年に創設され、現在二十七万円、特別障害者控除は昭和四十三年に創設され、現在四十万円となっております。

今日まで障害者に対する税制の根幹を成してきたこれら控除制度の見直しの動きに対して、障害者の立場に立つべき厚生労働省としてはどのような方針で対処していかれるおつもりでしょうか。これらの控除の整理縮小がやむを得ない状況となった場合には、同控除に伴う減収額に相当する財源を確保し、障害者対策に充当すべきだと考えますが、大臣の御見解はいかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 時間がないようですから簡単に申しますと、障害者控除などにつきましては、障害があるがゆえに追加的に費用が掛かることによります税負担能力の低下を考慮して設けられたものであるというふうに思っております。障害者の福祉の増進を図りますために重要な意義を有しているものというふうに考えている次第でございます。

○辻泰弘君 いわゆるテレワークについてお伺いしたいと思います。

現行の障害者雇用対策基本計画においては、在宅勤務の促進が打ち出されております。今日、産業、企業の都市集中が障害者、とりわけ肢体不自由者の就職を阻害する要因となっている中で、テレワークの積極的な導入は障害者の雇用促進に大変有効だと考えます。

厚生労働省はこのテレワークの推進に向けてどのような対策を講じていかれる方針でしょうか。

○副大臣（狩野安君） 障害者の在宅就労などテレワークにつきましては、平成十二年度からモデル事業としてインターネットやCD-ROMを活用して自宅でワープロや表計算を学ぶことなどを実施してまいりました。

このモデル事業の成果を踏まえ、本年度から社会福祉法人と連携をいたしまして、在宅就労などテレワークを希望する障害者に対する相談、情報提供といった支援を行っております。

また、障害者本人だけでなく、企業も含めたテレワークの実態やこれを支援する機関の役割についての調査を進め、在宅就労を円滑に進めるシステムの検討を行いたいと思っております。

○辻泰弘君 厚生労働省は、四月十一日、身体障害児・者実態調査結果を発表されております。同調査は五年に一度行われているものでございますが、その結果を見ますと、五年前の平成八年十一月より身体障害者の数は一〇・六%増加しております。また、障害者の高齢化、障害の重度化の傾向が見られるというものでございます。

厚生労働省はこのような傾向の要因をどのように分析しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（高原亮治君） 高齢化につきましては、日本人全体の人口構成の高齢化に伴うことが一点、それから加齢を理由に障害を持つ方が増えたということが挙げられます。

また、重度化につきましては、増えておりますものは内部障害、それから肢体不自由が多いわけですが、医療技術の進歩の結果、命は取り留めたものの重度の障害を残すに至ったというふうなこと、また、前項と関連ございますが、高齢化に伴うもの、そういうふうなことでありうと考えております。

○辻泰弘君 以上で終わります。